

○「犯罪被害給付制度事務処理要領」新旧対照表

改正案	現行
犯罪被害給付制度事務処理要領	犯罪被害給付制度事務処理要領
第7 遺族給付基礎額及び倍数 1 遺族給付基礎額 法第9条第1項に規定する遺族給付基礎額は、令第5条の規定により、犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額（以下「収入日額」という。）を基に算定するが、その取扱いは、次のとおりである。ただし、犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が25歳未満であって、遺族給付金の支給を受けることができる遺族に生計維持関係遺族が含まれている場合にあっては、<u>6,600円を、生計維持関係遺族が含まれない場合にあっては、6,400円を、</u>次によらず、収入日額にかかわらず、遺族給付基礎額とする。 (1) (略) (2) 令第5条第1項に定める「その他の者」とは、労働基準法第9条の労働者以外の者として勤労に基づく収入を得ていた者及びこの場合と同法第9条の労働者として賃金収入を得ていた場合とが併存する者のほか、被害当時無職であった者を含む。 (3)・(4) (略) 2 遺族給付基礎額算定に当たっての加算 <u>「遺族給付金の支給を受けるべき遺族が、犯罪被害者の死亡の時において、犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子又は父母であった場合」については、上記1により算定した額に、4,200円を加えた額を遺族給付基礎額とする（令第5条第3項）。</u> <u>なお、「事実上婚姻関係と同様の事情にあった」者の概念については、第3-2-(1)と同様である。</u> 3 遺族給付金に係る倍数 (1)～(3) (略) 4 遺族給付金の額の算定に当たっての端数処理	第7 遺族給付基礎額及び倍数 1 遺族給付基礎額 法第9条第1項に規定する遺族給付基礎額は、令第5条の規定により、犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額（以下「収入日額」という。）を基に算定するが、その取扱いは、次のとおりである。ただし、犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が25歳未満であって、遺族給付金の支給を受けることができる遺族に生計維持関係遺族が含まれている場合にあっては、次によらず、収入日額にかかわらず、<u>6,600円を遺族給付基礎額とする。</u> (1) (略) (2) 令第5条に定める「その他の者」とは、労働基準法第9条の労働者以外の者として勤労に基づく収入を得ていた者及びこの場合と同法第9条の労働者として賃金収入を得ていた場合とが併存する者のほか、被害当時無職であった者を含む。 (3)・(4) (略) <u>(新設)</u> 2 遺族給付金に係る倍数 (1)～(3) (略) 3 遺族給付金の額の算定に当たっての端数処理
第9 休業加算額 (略) 1 休業加算基礎額 法第9条第3項に規定する休業加算基礎額は、令第12条の規定により、収入日額を基に算出するが、その取扱いは、第7-1と同様である。ただし、第7-1-(3)-ウ中「以上の」とあるのは「療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日があること自体は認定できるものの、以上の」と、「令第6条第1項第1号に掲げる場合は令別表第1、令第6条第1項第2号に掲げる場合は令別表第2」とあるのは「令別表第3」と、第7-1-(4)中「遺族給付基礎額」とあるのは「休業加算基礎額」と、「100分の70」とあるのは「100分の48」と読み替えるものとする。 <u>また、犯罪行為が行われた時における犯罪被害者</u>	第9 休業加算額 (略) 1 休業加算基礎額 法第9条第3項に規定する休業加算基礎額は、令第12条の規定により、収入日額を基に算出するが、その取扱いは、第7-1と同様である。ただし、第7-1-(3)-ウ中「以上の」とあるのは「療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日があること自体は認定できるものの、以上の」と、「令第6条第1項第1号に掲げる場合は令別表第1、令第6条第1項第2号に掲げる場合は令別表第2」とあるのは「令別表第3」と、第7-1-(4)中「遺族給付基礎額」とあるのは「休業加算基礎額」と、「100分の70」とあるのは「100分の48」と読み替えるものとする。

の年齢が20歳未満である場合にあっては、収入日額にかかわらず、3,200円を休業加算基礎額とする。 2～4 （略） 第10 障害給付基礎額及び障害給付金に係る倍数 1 障害給付基礎額 法第9条第7項に規定する障害給付基礎額は、令第14条の規定により、収入日額を基に算定するが、その取扱いは、第7－1と同様である。ただし、第7－1－(3)－ウ中「令第6条第1項第1号に掲げる場合は令別表第1、令第6条第1項第2号に掲げる場合は令別表第2」とあるのは「身体上の障害の程度が障害等級の第1級から第3級までのいずれかに該当する場合は令別表第4、障害等級第4級から第14級までのいずれかに該当する場合は令別表第5」と、第7－1－(4)中「遺族給付基礎額」とあるのは「障害給付基礎額」と、「100分の70」とあるのは「100分の80」と読み替えるものとする。 また、犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が25歳未満であって、身体上の障害の程度が障害等級の第1級から第3級までのいずれかに該当する場合にあっては7,600円を、犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が20歳未満であって、身体上の障害の程度が障害等級の第4級から第14級までのいずれかに該当する場合にあっては5,900円を、収入日額にかかわらず、障害給付基礎額とする。 2～4 （略） 第11 給付金の支給手続 1～3 （略） 4 裁定 (1) （略） (2) 給付金支給検討票の作成（略） ア～サ （略） シ ⑩の欄には、⑧の収入日額から計算した額と令別表第1から別表第5までの最高額及び最低額との比較を記入し、（ ）内には、最高、中間、最低のいずれかを記入する。また、第7－2により、遺族給付基礎額の算定に当たって加算を行う場合には、上述した比較を行った後の数値に4,200円を加えた額を結果として記載すること。 ス～ツ （略） (3)・(4) （略） 5～9 （略） 第14 経過措置（略） 1～13 （略） 14 令和6年●月●日前に終わった犯罪行為による死亡、重傷病又は障害 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第●号）附則第2項に規定する経過措置	2～4 （略） 第10 障害給付基礎額及び障害給付金に係る倍数 1 障害給付基礎額 法第9条第7項に規定する障害給付基礎額は、令第14条の規定により、収入日額を基に算定するが、その取扱いは、第7－1と同様である。ただし、第7－1－(3)－ウ中「令第6条第1項第1号に掲げる場合は令別表第1、令第6条第1項第2号に掲げる場合は令別表第2」とあるのは「身体上の障害の程度が障害等級の第1級から第3級までのいずれかに該当する場合は令別表第4、障害等級第4級から第14級までのいずれかに該当する場合は令別表第5」と、第7－1－(4)中「遺族給付基礎額」とあるのは「障害給付基礎額」と、「100分の70」とあるのは「100分の80」と読み替えるものとする。 また、犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が25歳未満であって、身体上の障害の程度が障害等級の第1級から第3級までのいずれかに該当する場合にあっては、収入日額にかかわらず、7,600円を障害給付基礎額とする。 2～4 （略） 第11 給付金の支給手続 1～3 （略） 4 裁定 (1) （略） (2) 給付金支給検討票の作成（略） ア～サ （略） シ ⑩の欄には、⑧の収入日額から計算した額と令別表第1から別表第5までの最高額及び最低額との比較を記入し、（ ）内には、最高、中間、最低のいずれかを記入する。 ス～ツ （略） (3)・(4) （略） 5～9 （略） 第14 経過措置（略） 1～13 （略） （新設）
---	--